

平成 25 年 2 月 5 日

都留市長 小林義光 様

都留市市民活動推進委員会
委員長 渡辺 譲

都留市まちづくり市民活動支援センターの今後について（答申）

平成 24 年 12 月 7 日付け都政発第 82 号で諮問を受けたこのことについて、都留市市民活動推進条例第 16 条第 3 項に基づき、本委員会は、下記のとおり答申する。

記

はじめに

都留市まちづくり市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、市民参加によって策定された都留市市民活動推進条例に基づき、平成 15 年度に現在の場所に開設して以来、センター施設内において、事務的な支援、作業場所の提供など、市民活動を行う者への側面的な支援を行い、市民活動の拠り所として認知されてきている。更に、その輪が広がり、幅広い世代の市民の憩いの場ともなり、市民生活における様々な悩みや相談の場、意見交換の場ともなっている。

また、センターは、地域協働のまちづくり推進会やボランティア団体などの活動の相談に応じ、情報を提供するとともに、センター職員が積極的に団体の主催する行事に顔を出したり、誰もが気軽に訪れやすい環境づくりを行ったりすることを積み重ね、人と人、人と情報のつなぎ役としての機能を果たしている。

さらに、自立的な市民活動団体の育成に向けて、市民活動団体情報交換会等、同様の活動を行う団体同士のみならず、市内で活動する様々な団体相互の情報やノウハウを交換し合い、共有し合うための場を催すことにより、新たなネットワークを形成し、市民活動団体の運営や活動の発展につなげている。これは、センターが開設当初から目指していた、センターの民間運営化にもつながるものであるが、本市の地域性や市民性など様々な要因はあるものの、これまでの手立てだけでは、民間運営化が実現していないのも事実で

あり、今後、更なる手立てを講じていくことが必要である。

センターの文化会館への移転及び公民館、図書館、大学及び社会福祉協議会との連携について

- (1) センターは、徐々に市民活動の拠り所と認知されてきているため、センターの移転については、これまでセンターを利用してきた市民活動団体や市民によく周知し、積み重ねてきた市民活動団体や市民との関係性を損ねないように配慮する必要がある。
- (2) 文化会館にセンターを設置する際は、センターがこれまで果たしてきた市民の憩い及びふれあいの場としての役割を継続するため、文化会館事務室ではなく、市民が職員と気軽に話すことができ、立ち寄れる場所として、文化会館ロビー等に設置することを望ましいが、現段階で設置することが難しいことから、来年度以降、センターのロビー等への設置を積極的に推進していただきたい。
- (3) センターは、これまで市民活動を行う者や活動に関心がある者に対し、インフォメーションボードなどを活用し、様々な情報を提供している。これにより、活動の発展が促され、啓発につながっている。文化会館に移転しても、この機能を継続することが望ましい。
- (4) 文化会館への移転後も、センターのレイアウトや事業の企画・実施といったソフトの部分に市民が関わり参画することを担保していただきたい。このことは、市民のセンターへの愛着や居心地の良さを生みだし、センターに訪れる市民を増加させるとともに、協働のまちづくりの推進につながるものとする。
- (5) センターの民間運営化も見据え、市民活動団体の育成に注力するため、文化会館に移転し、市民の学びを育む公民館及び図書館など、社会教育または生涯学習分野と職員間の綿密な情報共有を図りながら連携することは、重要なことである。また、社会教育または生涯学習の各種事業によって市民が得た学びを地域の課題の解決に実践的に結び付ける窓口としてセンターが機能することを期待する。

- (6) 都留文科大学の知的資源を活用し、教員及び学生と市民との交流を図り、地域の活性化に結び付けていくことは、「教育首都つる」を目指す本市にとっても、そこで学ぶ学生の資質向上においても有効な手段であり、また近隣市町村にはない特色あるまちづくりであると考えます。これまでも市民活動において地域の活動団体と学生サークルとの連携や、センターと地域交流研究センターとの連携が行われてきたが、大学内にある地域交流研究センターが本市の中心地の文化会館にその機能の一部を置くことは、市民と学生との関係がより強化され、更なる連携が期待されるとともに、センターの人と人、人と情報のつなぎ役としての機能がより発揮できるものと考えます。
- (7) ボランティア団体への支援やネットワークづくりを推進してきた社会福祉協議会とセンターとは、これまでも様々な場面で連携し、相互の情報交換を進めてきた。今後とも互いに連携し、互いの役割を分担し協働することが必要であり、センターや関係機関が文化会館に移転することによって、その動きがさらに活発化することを期待する。

以上のとおり、センターが文化会館に移転し、公民館、図書館、大学及び社会福祉協議会と連携することは、センターの機能の強化が図られ、市民活動の更なる推進が期待されるため、本委員会は、この趣旨に賛同し、そのための都留市市民活動推進条例の改正等の事務手続きを滞りなく執行することを望む。

憂慮すべき諸々の課題については、その解決に向けて取り組んでいただき、その解決にあたっては、今後とも本委員会も尽力させていただきたいと考える。